

資 料

（法人税関係）

目

次

1. あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	1
2. 平成15年度税制改正の概要（抄）	3
3. 平成15年度与党税制改正大綱（研究開発・投資減税）に関する経済界のコメント	4
4. 我が国国内法人の設備投資額等の推移	5
5. 製造工業設備稼働率	6
6. 法人所得課税の実効税率の国際比較	7
7. G7及びアジア諸国の法人税及び付加価値税等の表面税率及び負担率	8
8. アジア主要都市の投資関連コストの比較	9
9. 主要国における法人企業に対する課税の概要	10
10. 規制改革推進3か年計画（改定）（平成14年3月29日閣議決定）のフォローアップ結果	11

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

平成 14 年 6 月
税 制 調 査 会

第二 個別税目の改革

二 法人課税

1. 法人税

(1) 法人税の現状と課題 ―財源調達機能と経済社会の活性化―

累年にわたる法人税率の引下げと近年の企業収益の悪化等により、法人税収は著しく減少してきており、法人税収の国税収入に占める割合は 20% 台前半まで低下してきている。また、全法人の約 7 割が欠損法人となっている。

今後、企業活動のグローバル化が進展する中で、法人税の財源調達機能を確保しつつ、経済社会の活性化の視点から法人税をどのように改革するかが課題である。

(2) 今後の改革の方向

① 基本的考え方 ―歪みの少ない中立的な税制の構築と政策税制の重点化―

法人税は、経済がグローバル化する中で、企業の創意工夫を尊重し、競争力を維持・強化するため、国際的に整合性がとれ、企業活動に対し歪みの少ない中立的な税制であることを基本とすべきである。

このような観点から、平成 10 年度以降、課税ベースを拡大しつつ、税率を国際水準並みに引き下げるとともに、連結納税制度の導入等の大きな改革を行ってきた。今後とも、経済社会の活性化のために、このような基本方針で法人税の改革を行っていく必要がある。

しかしながら、累次の税率引下げにより、国の法人税率は既に先進国並みの水準となっており、開発途上国の水準を念頭において、これ以上の税率引下げを行うことは適当ではない。

今後の法人税率の水準については、わが国の租税負担全体の水準や税体系全体のあり方との関連、更には先進国との税率のバランスを踏まえて検討していくべきである。

また、法人事業税に外形標準課税を導入すると、法人所得課税の実効税率は下がることとなる。

一方、税制の簡素化、課税ベースの拡大の観点から、既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に進めるとともに、経済社会の活性化と構造改革のために、真に有効な政策措置を集中・重点的に講じる必要がある。併せて、事業活動が多様な形態で行われている等の経済社会の新しい動きに対応して、法人税の諸課題に取り組むべきである。

② 政策税制の集中・重点化 ―明確な国家戦略を前提とした重点的な措置―

わが国企業の競争力強化や産業構造の改革を進めるためには、21 世紀をリードする産業・技術を見据えた明確な国家戦略を前提に、規制改革や歳出措置も含めた総合的な政策の重点分野への集中投入が必要である。その一環として税制についても既存の租税特別措置の整理・合理化を大胆に行いつつ、新産業や技術革新の創出等を目指し、政策税制を研究開発分野等真に有効な分野に重点化すべきである。

③ 経済社会の新しい動きへの対応

経済活動のグローバル化や金融の自由化等に伴い、様々な投資形態が出現するとともに、企業の事業形態や事業規模も多様化している。また少子・高齢化社会において、NPO法人等の行う民間非営利活動は、活力ある経済社会を構築していく上で、大きな役割を果たしていくことが期待される。

こうした経済社会の新しい動きに対応して、法人の性格も踏まえつつ、次のような諸課題に取り組むべきである。(補論参照)
イ. 適正な課税を確保しつつ円滑な企業活動に資する観点から、同族会社の留保金課税、パートナーシップ等の多様な事業体に対する課税について見直すこと。

ロ. これまで課題としてきた公益法人等の収益事業課税や公益法人等及び協同組合等に係る軽減税率などについては、公益法人改革の動向を踏まえつつ、NPO法人や中間法人等の新たな法人等に対する課税のあり方も含め、非営利法人課税全体のあり方の中で幅広く見直すこと。

ハ. 寄附金税制についても、諸外国の制度や民間非営利活動の実態を踏まえ、認定NPO法人制度等の各制度間の整合性を図りつつ、新たな公益活動の担い手としてのNPO法人等の円滑な活動に資するよう見直すこと。

平成 15 年度税制改正の概要（抄）

法人関連税制

〔研究開発減税〕

- 試験研究費の総額に係る特別税額控除制度の創設
試験研究費の総額の一定割合（8%～10%。時限措置として2%上乗せして10%～12%）を税額控除する制度を増加試験研究税制との選択制で創設する。
- 産学官連携の共同研究・委託研究に係る特別税額控除制度の創設
研究開発税制において、産学官連携の共同研究・委託研究について、一律12%（時限措置として15%）の税額控除率を適用する。
- 中小企業技術基盤強化税制の拡充
研究開発税制において、中小企業に対し、一律12%（時限措置として15%）の税額控除率を適用する。

（注）上記3つの措置は、平成15年1月1日以後に開始する事業年度で、かつ、平成15年4月1日以後に終了する事業年度について適用する。

〔設備投資減税〕

- I T投資促進税制の創設
I T関連設備の取得等をした場合に、50%の特別償却又は10%の税額控除制度を創設する。
- 開発研究用設備の特別償却制度の創設
開発研究用設備の取得をした場合に、50%の特別償却制度を創設する。

（注）上記2つの措置は、平成15年1月1日から平成18年3月31日までの間に取得等をして事業等の用に供した場合について適用する。

- 研究開発の成果である最先端技術を活用した実用化第一段階の設備の取得に対し、最大で取得価額の40%の特別償却措置を講ずる。

〔中小企業支援〕

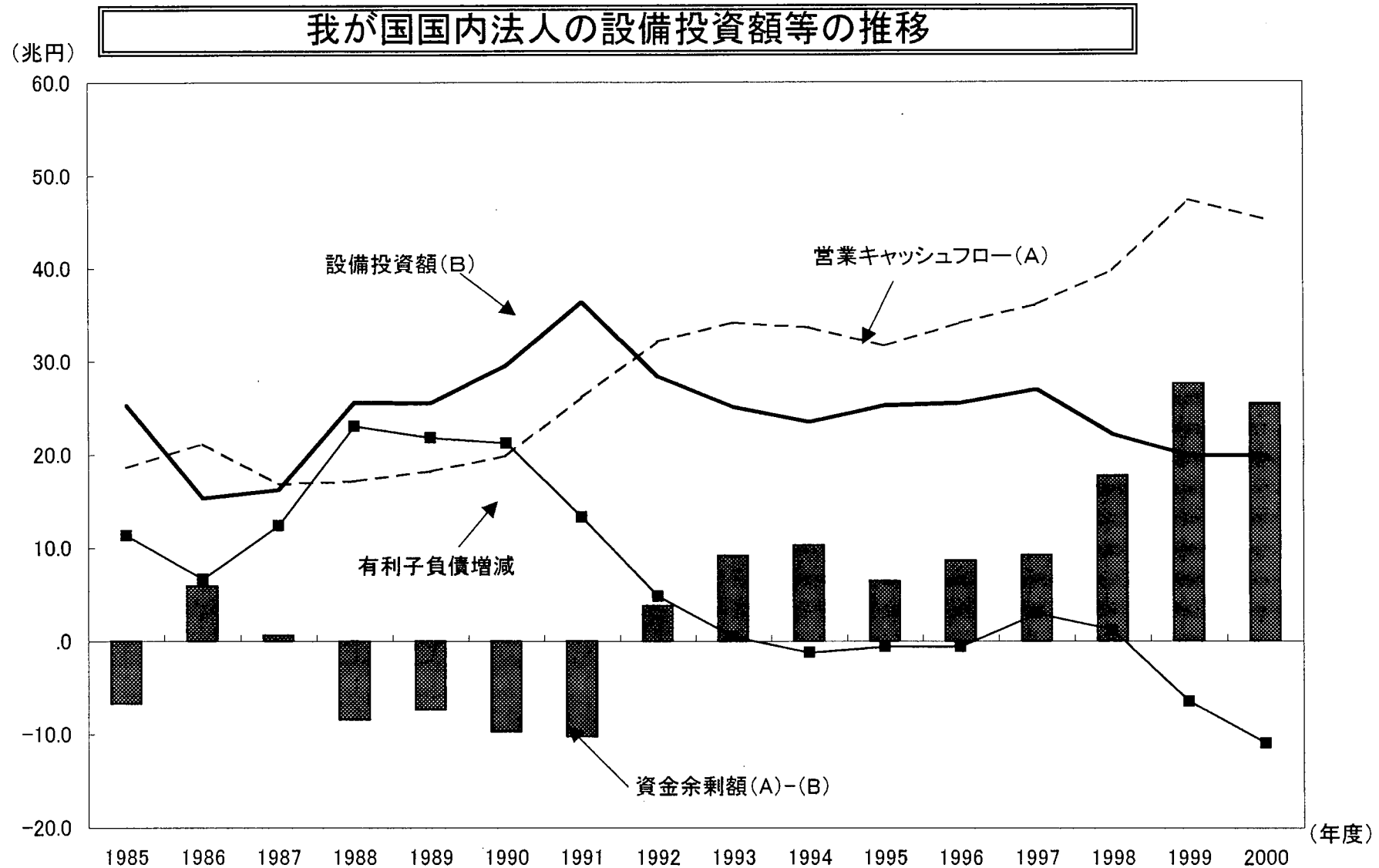
- 研究開発税制において、中小企業に対し、一律12%（時限措置として15%）の税額控除率を適用する。（再掲）
- 同族会社の留保金課税制度について、自己資本比率が50%以下の中小法人については、留保金課税を適用しない措置を講ずる。
- 交際費等の損金不算入制度について、400万円の定額控除を認める対象法人の範囲を資本金1億円以下の中小法人（現行資本金5,000万円の中小法人）に拡大するとともに、定額控除額までの金額の損金不算入割合（課税される部分）を10%（現行20%）に引き下げる。
- 中小企業について、30万円未満の少額減価償却資産の取得価額を取得した事業年度に全額損金算入（即時償却）する特例制度を創設する。

平成 15 年度与党税制改正大綱（研究開発・投資減税）に関する経済界のコメント

○「与党 3 党が、経済活性化を重視し、総額で 2 兆円規模の先行減税案を取りまとめたことを評価する。

特に、大胆な研究開発減税、IT 等の投資促進税制の実現は、日本経済の活性化、企業の国際競争力強化に役立つものである。また、住宅取得資金贈与の拡充や、土地流通課税の軽減、金融証券税制の見直しは、資産デフレ対策として効果が期待される。」

平成 14 年 12 月 13 日 （社）日本経済団体連合会奥田会長

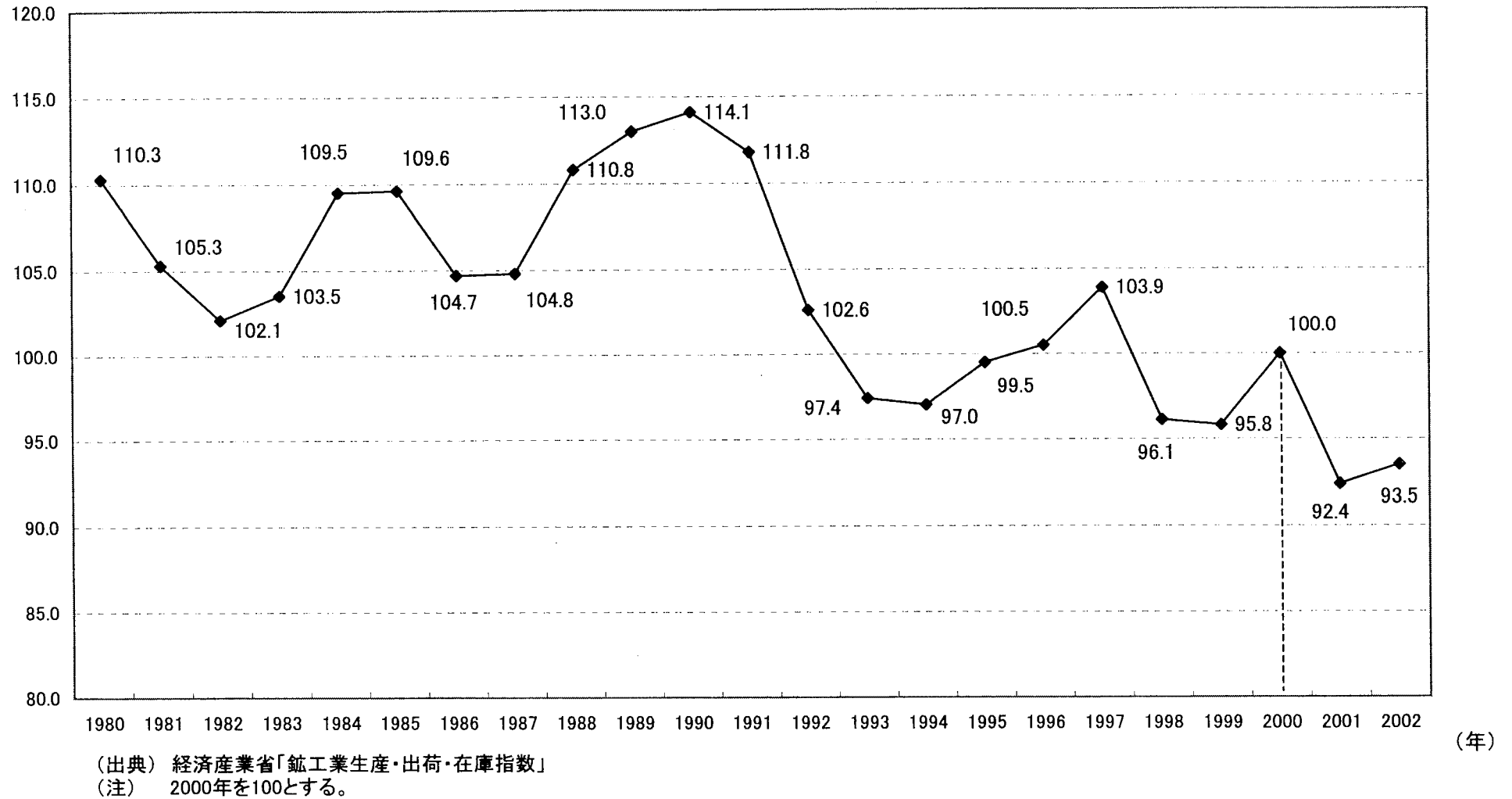


データ:財務省「法人企業統計年報」、資本金10億円以上の全産業が対象。

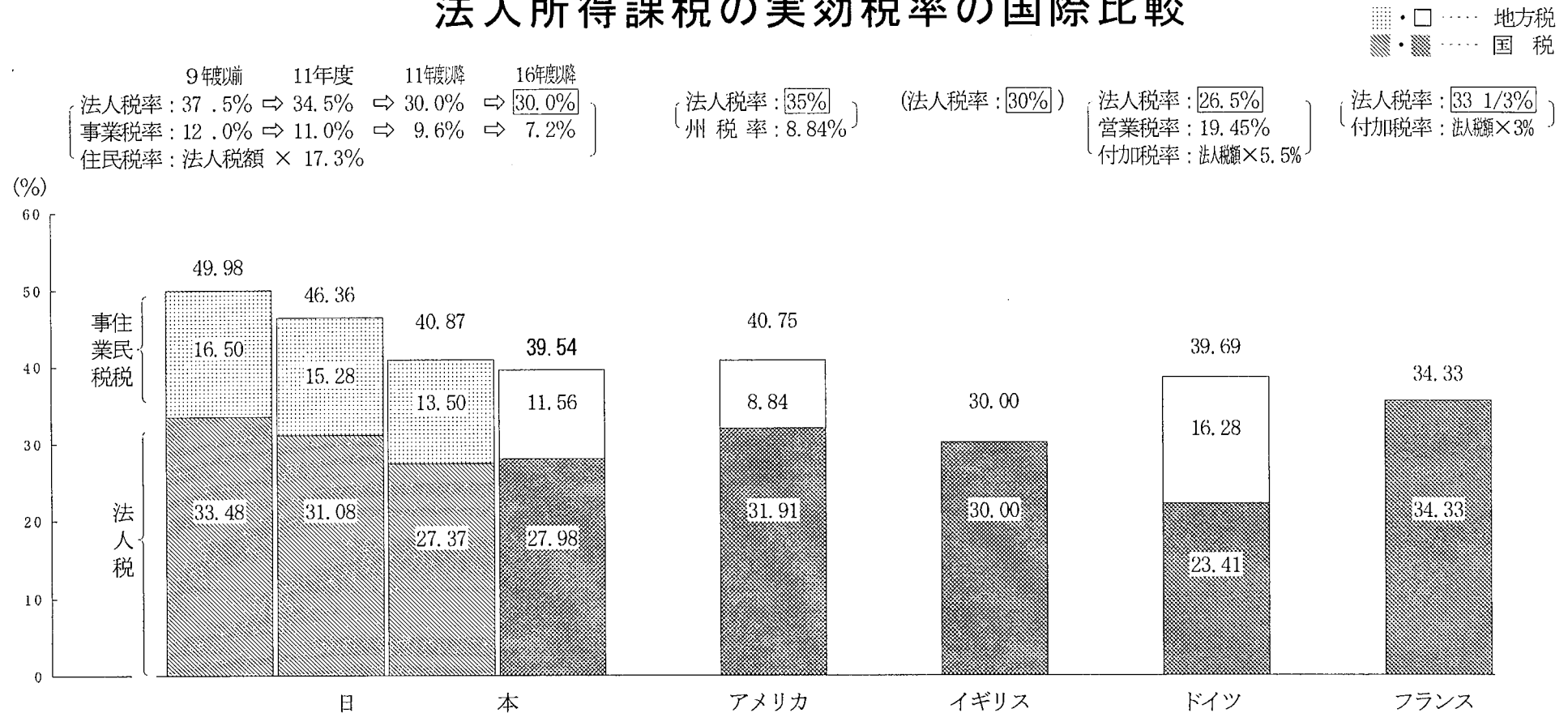
(注)設備投資額は、有形固定資産のうち土地を除く部分の前年比増減額。有利子負債は短期・長期借入金＋社債

平成14年3月13日開催「経済活性化のための企業税制に関する研究会」提出資料(経済産業省作成)

製造工業設備稼働率



法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。また、16年度以降の税率は、法人事業税において外形標準課税の対象となる資本金1億円超の法人に適用される税率である。
2. アメリカの「地方税」は、カリフォルニア州（州法人税）の例である。なお、一部の市では市法人税が課税される場合があり、例えばニューヨーク市では連邦税・州税(7.5%、付加税[税額の17%])・市税(8.85%)をあわせた実効税率は45.95%となる。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものであり、また、2003年度限りの時限措置（法人税率25%→26.5%）も考慮している。なお、ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50:50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の3%）を含めたものである。また、法人利益社会税（法人税額の3.3%）を含めると実効税率は35.43%となる。（ただし、法人利益社会税の算定においては、法人税額より76.3万ユーロの控除が行われるが、実効税率の計算にあたり当該控除は勘案されていない。）なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。
5. 諸外国については、2003年1月現在の税制に基づく。

G7及びアジア諸国の法人税及び付加価値税等の表面税率及び負担率(未定稿)

(単位: %)

国 名	法人税率	付加価値税率	法人所得課税負担率	消費課税負担率	国 名	法人税率	付加価値税率	法人所得課税負担率	消費課税負担率
日 本	30.0	5.0	1.8	3.7	韓 国	27.0	10.0	2.1	8.0
ア メ リ カ	35.0	—	2.1	0.9	台 湾	25.0	5.0	2.5	4.5
イ ギ リ ス	30.0	17.5	3.8	11.2	香 港	16.0	—	3.1	0.9
ド イ ツ	26.5	16.0	0.6	6.3	シンガポール	22.0	4.0	(7.7)	5.2
フ ラ ン ス	33.33	19.6	2.1	11.8	マレーシア	28.0	—	6.6	9.7
イ タ リ ア	34.0	20.0	2.8	10.0	インドネシア	30.0	10.0	9.2	5.4
カ ナ ダ	23.0	7.0	2.7	3.7	タ イ	30.0	7.0	2.9	8.7
中 国	33.0	17.0	0.5	6.0	フィリピン	32.0	10.0	3.2	7.1

(注1) 税率は2003年1月現在の税法による。

(注2) 法人税率は国税のみの税率を示す。なお、中国については、税率33%のうち30%が中央政府へ、3%が地方政府へ配分されている。

(注3) 付加価値税率については、日本は、4%が消費税(国税)、1%が地方消費税(地方税)の税率である。アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課される(例: ニューヨーク市 8.25%)。カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税(付加価値税)7.0%の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある(例: オンタリオ州 8.0%)。タイは、6.3%が国税、0.7%が地方税の税率である。

(注4) 法人所得課税負担率及び消費課税負担率は、対GDP比のものを示している。日本の負担率は平成15年度当初予算ベース。諸外国の負担率は1994～2001年の数値。諸外国の負担率を算出する際に用いるGDPは、IMF “International Financial Statistics Yearbook 2002”等、税収は、IMF “Government Finance Statistics Yearbook 2001”等による。なお、シンガポールについては、統計上、個人所得税収と法人所得税収を区別できないため、ここでは個人所得課税負担率と法人所得課税負担率の合計を、法人所得課税負担率の部分に()で示している。

アジア主要都市の投資関連コストの比較（未定稿）

（単位：米ドル）

	横浜	ソウル	北京	香港	台北	シンガポール	バンコク	ジャカルタ	マニラ	クアラルンプール
賃金 ・ ワーカー（一般工） ・ エンジニア（中堅技術者）	2,518 3,258～4,113	966～1,520 1,110～1,400	63～178 144～268	892～2,793 1,937～3,045	749～1,308 1,210～1,631	462 1,282	163 296	108 205	150 237	208 710
地価・事務所賃料等（㎡当り） ・ 工業団地購入価格 ・ 工業団地借料（月額） ・ 事務所賃料（月額）	1,409～1,492 n. a 30.39	n. a 0.02 38.07	72.49 3.62～7.25 37.00	243.53 n. a 17.93～38.63	1,180 4.26 23.57	119～569 0.66～2.75 45.77	51.78 4.60 10.13	45～60 3.80～4.10 14.00～20.00	65.54 4.50～5.00 7.49	49～99 n. a 15.58～17.00
通信費 ・ 電話架設料 ・ 電話基本料金月額	603.40 21.55	49.69 4.31	28.39 3.02	60.88 16.51	86.43 8.50～10.52	17.02 7.09	85.16 2.30	49.94 5.12	65.54 24.34	160.53 11.84
公共料金（業務用） ・ 電気料金（kWh当り） ・ 水道料金（㎡当り）	0.07～0.08 0.36～3.39	0.04 0.66～1.04	0.05～0.09 0.31	0.13～0.14 0.59～1.40	0.045～0.048 0.20～0.33	0.07 1.03～1.32	0.04 0.22～0.36	0.04 0.58	0.03～0.04 0.17～0.20	0.05 0.47
税率（％） ・ 法人所得税（国税） ・ 付加価値税	30 5	15～27 10	33 17	16 —	15～25 5	22 4	30 7	10～30 10	32 10	28 —
社会保険料（％） ・ 雇用者分 ・ 被雇用者分	厚生年金： 8.675 組合健保： 4.8 介護保険： 約 0.5 雇用保険： 1.05 厚生年金： 8.675 組合健保： 3.751 介護保険： 約 0.5 雇用保険： 0.7	国民健康保険： 1.7 雇用保険： 0.9 国民年金： 4.5 産業災害補償： 1.67 国民健康保険： 1.7 雇用保険： 0.5 国民年金： 4.5	年金： 19.0 医療保険： 9.0 雇用保険： 1.5 その他： 0.2～1.9 年金： 7.0 医療保険： 2.0 雇用保険： 0.5	5.0 5.0	健康保険： 4.9 労工保険： 4.8 健康保険： 1.4 労工保険： 1.3	16.0 20.0	3.0 3.0	労災保険： 0.24～1.74 年金： 3.7 死亡保険： 0.3 健康保険： 3.0 2.0	社会保障制度： 5.21 被雇用者補償： 1.0 社会保障制度： 3.33	11.0 10.0

（資料）税率以外の項目については、日本貿易振興会「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較（2002年11月調査）」による。税率については、2003年1月現在の各国税法による。

（注）中国の法人税率については、税率33%のうち30%が中央政府へ、3%が地方政府へ配分されている。

主要国における法人企業に対する課税の概要

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
課 税 の 概 要	株式会社、有限会社、合資会社、合名会社等の法人は、法人税が課税される。	州法に準拠して設立された法人は、原則として法人税が課税される。LLC等の一定の法人は、持分割合等に応じた構成員課税を選択することができる。	株式会社、有限会社は、法人税が課税される。	株式会社、株式合資会社、有限会社は、法人税が課税される。	株式会社、株式合資会社、有限会社は、法人税が課税される。
(小規模法人企業等に対する例外規定)	—————	一定の小規模法人(S法人)は、持分割合に応じた構成員課税を選択することができる。	—————	(合資会社、合名会社等(人的会社)は、法人格を有しておらず、持分割合に応じた構成員課税が行われる。)	合資会社、合名会社等(人的会社)は、持分割合に応じた構成員課税が行われる。ただし、法人課税を選択することもできる。
法人税の課税対象企業数	253.7 万社 (2000年度)	236.5 万社 (2001年)	69.8 万社 (2000年)	63.7 万社 (1995年)	110.4 万社 (2001年)

(注) 法人税の課税対象企業数は、日本は内国普通法人数(清算中等の法人を除く。)、アメリカは法人税申告書(Form1120及び1120A)の提出数(個人所得課税を選択したS法人数は、302.3万社)、イギリスは法人税申告書数、ドイツは法人税申告書数(機関会社を除く。)による。

規制改革推進 3 か年計画（改定）（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）のフォローアップ結果

1 法務関係

イ 商法・民法の見直し

規制改革推進 3 か年計画（改定）（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施時期				
		平成 13 年 度	平成 14 年 度	平成 15 年 度		
⑮私法上の事業組織形態の検討（法務省、財務省）	合理的かつ健全な私法上の事業組織形態の在り方について、私法上の問題点の整理と検討を開始するとともに、併せて税法上の取扱いも検討する。		検討開始		○（法務省）私法上の問題点については、平成 17 年の法案提出を目途とする商法の現代化の作業の中で検討中。	

（平成 15 年 3 月 31 日現在）